

昭和52年4月1日 改正  
昭和56年4月1日 改正  
昭和57年4月1日 改正  
昭和61年4月1日 改正  
平成25年4月1日 改正  
令和 3年4月1日 改正

## 入会金、会費ならびに賦課金分賦徴収規則

第1条 一般社団法人室苫植物検疫協会（以下協会という）定款第9条に定める入会金、会費ならびに賦課金の分賦徴収は、この規定によるものとする。

第2条 入会金は10,000円とし、入会「入会承認通知」受領後速やかに納入するものとする。

第3条 会費は月額3,500円とし、6ヶ月分を前納するものとする。

第4条 賦課金は、申請、受検に要する費用に充当するものとし、次のとおりとする。

- |            |                       |   |        |      |   |
|------------|-----------------------|---|--------|------|---|
| 1) 木材      | 検査申請数量                | 1 | C/Mにつき | 30   | 円 |
| 2) 穀類      | 〃                     | 1 | K/Tにつき | 15   | 円 |
| 3) 青果物     | 〃                     | 1 | C/Tにつき | 1.30 | 円 |
| 4) その他の賦課金 | は別紙、入会金・会費・賦課金料金表による。 |   |        |      |   |

但し、適用は、昭和61年4月1日入港船から適用する。

註 植物防疫法第9条に基づく廃棄、消毒命令実施に要する費用は、別に定める協会と北海道防疫燻蒸株式会社との間で締結した覚書によるものとし、この賦課金には含まない。

第5条 会員外賦課金は、前条各号の10割増しとする。

第6条 賦課金の納入は、検査申請が受理された月の翌月末日銀行振込をもってするものとする。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日より実施する。